

令和2年(ワ)第6225号、第31962号、令和3年(ワ)第30042号
令和4年(ワ)第32493号 六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中畠哲演 外256名

被告 日本原燃株式会社

準備書面28

2026年2月19日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
ほか

本準備書面においては、被告準備書面(6)の「第2」の「1」に対する反論を行う。

- 1 被告は、原子力規制委員会について、福島第一原発事故を契機として成立した設置法により新たに設置された行政機関であり、原子力利用における安全の確保に関して高度の専門性を有する中立公正な独立した合議制の機関であるなどと主張する。
- 2 しかし、これまで、原子力規制委員会の構成員(全5名)は、原子力工学、地質学、放射線医学などの分野に限られており、特に原子力工学等、工学系の専門家が過半数を占めてきた。広く専門的知識や高い識見を有する者が選任されているとはいえない状況にある。
- 3 また、2024(令和6)年9月に新たに原子力規制委員会委員になった長崎晋也氏及び山岡耕春氏は、中立・公平な立場で、原子力推進の立場から独立して職務を遂行できる人選ではない。この問題については、脱原発弁護団全国連絡会が抗議声明を公表している(甲169)。

山岡氏は、2011(平成23)年3月に東北地方・太平洋沖地震が発生した当時、地震調査委員会の事務局を担当しており、2011(平成23)年3月の東北地方・太平洋沖地震の発生当時文科省の科学官(2008～2012年)をつとめており、内閣府地震調査推進本部下の地震調査委員会の

事務局を担当していた。地震直後に開催された臨時の地震調査委員会において、委員からこの地震や津波が想定されていたことを公表すべきという意見が多くあがる中、山岡氏は委員会事務局の立場で、「後出しジャンケンのように思われるのはよくない」などと強硬に反対し、この地震が「想定外」のものであったとの地震調査委員会の見解公表を主導した人物である。（甲 170）。

長崎氏は、1988（昭和63）年4月から四国電力㈱（本件の被控訴人）に入社し、少なくとも3年間程度は同社で勤務していたことがうかがわれ、まさに規制される側である原子炉設置事業者の従業員だった者である。電力事業者に対して、公平な立場で独立して職権を行使できるとは到底思えない。

このように、現実の原子力規制委員会は、幅広い専門性を有する組織ではなく、中立公平な組織でもない。

- 4 原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁長官は、2022年から現在まで、経済産業省の官僚が就任している（2022年7月から2025年6月：片山啓（ひろむ）、2025年6月から現在：金子修一）。

原子力利用を推進する経済産業省の官僚が原子力規制委員会の事務局トップを占め、規制と推進の分離が失われている。

以上